

決裁 供覧

※決裁区分については、決裁権者の欄の()内に✓をつけること。

文書番号 取 第 号

市長 (✓)	副市長 ()	部長 ()	次 長	課 長 ()	課長補佐	係 長
						 

合 議	起 案	R3 ・ 4 ・ 21
	施行予定	R3 ・ 5 ・ 1
	決裁(関了)	R3 ・ 4 ・ 27
	完 結	R3 ・ 5 ・ 1

あて先	発信者名
-----	------

件 名 交際費支出基準の改正について

照会 回答 報告 実施 してよろしいか伺います
 上記のことについて別記のとおり
 申請 通知 決定

個別フォルダー名	保存期間	永年 10年 5年 3年 1年
----------	------	-----------------------------

施行取扱上の注意 ・「補助金」の項目追加 ・スポーツ大会出場者への社会金の規定追加 教育委員会、議会、農業委員会等 課内合議	起案者	政策推進 部
		秘書 課(所)
		係(室)
	氏名	小山 未珠樹 

市長交際費支出基準

R 3. 5. 1改正

交際費の支出基準について、次のとおり定める。ただし、市長が特に必要と認めるものは支出できるものとする。

1 慶祝（祝儀）

- ① 各種式典関係の慶事（例えば創立〇〇周年）……5,000円
- ② 地域納涼祭……3,000円

※年間を通じて、重ねて行われる催事にあつては、年2回までを支出限度とする。

※市の補助を受けている各種団体等にあつては、原則として支出しないものとする。

2 慶祝（会費）

- ① 会費が設定されている場合は、その額とする。
- ② 会費の設定がない各種総会及び会議等の懇親会……5,000円
- ③ 会費の設定がない地域新年会・忘年会等……5,000円

※会費の設定がなく、地区の集会所等で行われる場合は、3,000円とする。

3 壮途金

- ① 市内在住者で、国際協力活動等へ参加する者……10,000円以内
 - ② 市の関係者で、権威あるスポーツ大会等に出場する者……10,000円以内
- ※取手市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の交付対象者を除く。

4 弔慰・見舞規定

(1) 見舞金

役職名	区分	条件	金額
非常勤特別職にある者 衆議院議員（取手市を含む選挙区で 選出された者、または市内在住） 参議院議員（市内在住） 県議会議員（取手市選出）	病気	本人（1ヶ月以上の療養）	10,000円
		本人（1ヶ月未満の療養）	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
県内14市町村（別紙1）の 首長及び議長	病気	本人（1ヶ月以上の療養）	10,000円
		本人（1ヶ月未満の療養）	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
その他（市長が特に必要と認めたとき）			10,000円以内

(2) 弔慰金

役職名	対象者	金額	花輪または生花
県内 14 市町村(別紙1)の首長及び議長	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
上記 14 市町村以外の県内市町村 または市と関係する市町村の首長及び議長	本人	出席のとき 10,000 円	—
	配偶者・両親・子	出席のとき 5,000 円	—
衆議院議員(取手市を含む選挙区で選出 された者または市内在住)	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
参議院議員(市内在住)	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
県議会議員(取手市選出)	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
県議会議員(上記以外)	本人	出席のとき 10,000 円	—
非常勤特別職(市議会議員・行政委員会委員)	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
	祖父母・兄弟	5,000 円	—
非常勤特別職(上記以外)	本人	10,000 円	○
市職員(管理職・一般職・再任用) ※互助会にて対応	本人	—	—
	配偶者・両親・子	—	—
	祖父母・兄弟	—	—
自治会	会長本人	5,000 円	—
その他(市長が特に必要と認めたとき)		必要に応じて	○

5 謝礼

訪問時・来庁時の手土産は必要が生じたとき最小限に支出する(ただし官公庁を除く)。
3000円以内

6 賛助金

公益的または公共的なものと認められ、かつ内容に賛同できる平和運動・ボランティア活動等(営利活動・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。)に対して、5000円以内で支出することができる。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、その性質に応じ、必要と認める額を支出できるものとする。また、市の補助を受けている団体等に対しては、原則として支出しない。

7 代理

市長の代理として職員等が出席する場合には、市長の出席の場合に準じて交際費の支出を認める。

8 その他

市長が必要と認めた事項について、公共性、公益性等を考慮して必要に応じた額を支出する。

取手市の主な所属団体の構成自治体（14 市町村）

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市

かすみがうら市，つくばみらい市，常総市，美浦村，阿見町，河内町，利根町

常総広域市町村圏事務組合

常総市，守谷市，つくばみらい市の長及び組合議会議員

取手地方広域下水道組合

つくばみらい市の長及び組合議会議員

取手市外 2 市火葬場組合

守谷市，つくばみらい市の長及び組合議会議員

茨城県南水道企業団

龍ヶ崎市，牛久市，利根町の長及び組合議会議員

龍ヶ崎地方衛生組合

龍ヶ崎市，牛久市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町の長及び組合議会議員

利根川水系県南水防組合

龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，つくばみらい市の長及び組合議会議員

市長交際費支出基準

R3. 5. 1改正

交際費の支出基準については、次のとおり定めるところにより、前年度を参考に支出するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものは支出できるものとする。

1 慶祝（祝儀）

- ① 各種式典関係の慶事（例えば創立〇〇周年）……5,000円
- ② 地域納涼祭……3,000円

※年間を通じて、重ねて行われる催事にあつては、年2回までを支出限度とする。

※市の補助を受けている各種団体等にあつては、原則として支出しないものとする。

2 慶祝（会費）

- ① 会費が設定されている場合は、その額とする。
- ② 会費の設定がない各種総会及び会議等の懇親会……5,000円
- ③ 会費の設定がない地域新年会・忘年会等……5,000円

※会費の設定がなく、地区の集会所等で行われる場合は、3,000円とする。

3 壮途金

- ① 市内在住者で、国際協力活動等へ参加する者……10,000円以内
- ② 市の関係者で、権威あるスポーツ大会等に出場する者……10,000円以内

※取手市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の交付対象者を除く。

4 弔慰・見舞規定

(1) 見舞金

役職名	区分	条件	金額
非常勤特別職にある者 衆議院議員(取手市を含む選挙区で 選出された者、または市内在住) 参議院議員(市内在住) 県議会議員(取手市選出)	病気	本人(1ヶ月以上の療養)	10,000円
		本人(1ヶ月未満の療養)	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
県内13市町村(別紙1)の 首長及び議長	病気	本人(1ヶ月以上の療養)	10,000円
		本人(1ヶ月未満の療養)	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
その他(市長が特に必要と認めたとき)			10,000円以内

(2) 弔慰金

役職名	対象者	弔辞	金額 弔慰金	花輪または生花	弔電*
県内 14 市町村(別紙 1)の首長及び議長	本人	市長が管理者の場合	10,000 円	○花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
上記 14 市町村以外の 県内市町村または市と 関係する市町村の首長 及び議長	本人	—	出席のとき 10,000 円	—	弔電
	配偶者・両親・子	—	出席のとき 5,000 円	—	弔電
衆議院議員(取手市 を含む選挙区で選出 された者または市内 在住)	本人	必要に応じて	10,000 円	○花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
参議院議員(市内在 住)	本人	必要に応じて	10,000 円	○花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
県議会議員 (取手市選出)	本人	必要に応じて	10,000 円	○花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
県議会議員(上記以 外)	本人	—	出席のとき 10,000 円	—	弔電
非常勤特別職 (市議会議員・行政委 員会)	本人	弔辞	10,000 円	○花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	弔電
	祖父母・兄弟	—	5,000 円	—	弔電
非常勤特別職(上記以 外)	本人	本人が会長 の場合	10,000 円	○花輪または生花	市長出席
市職員(管理職・一 般職・再任用) ※互助会にて対応	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	市長出席
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	弔電
市職員(一般・再任 用)	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	弔電
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	弔電
自治会	会長本人	—	5,000 円	—	市長出席
その他(市長が特に必要と認めたとき)		必要に応じて	必要に応じて	○花輪または生花	必要に応じて

*市長が「告別式」に出席する場合は弔電を送付しない。
また、市長が出席予定で欠席となったときは弔電を送付する。

5 謝礼

訪問時・来庁時の手土産は必要が生じたとき最小限に支出する(ただし官公庁を除く)。
3000円以内

6 賛助金

公益的または公共的なものと認められ、かつ内容に賛同できる平和運動・ボランティア活動等（営利活動・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。）に対して、5000円以内で支出することができる。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、その性質に応じ、必要と認める額を支出できるものとする。また、市の補助を受けている団体等に対しては、原則として支給しない。

7 代理

市長の代理として職員等が出席する場合においては、市長の出席の場合に準じて交際費の支出を認める。

8 その他

市長が必要と認めた事項について、公共性、公益性等を考慮して必要に応じた額を支出する。

取手市の主な所属団体 (14 団体)

土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市

かすみがうら市, つくばみらい市, 常総市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町

常総広域市町村圏事務組合

常総市, 守谷市, つくばみらい市の長及び組合議会議員

取手地方広域下水道組合

つくばみらい市の長及び組合議会議員

取手市外 2 市火葬場組合

守谷市, つくばみらい市の長及び組合議会議員

茨城県南水道企業団

龍ヶ崎市, 牛久市, 利根町の長及び組合議会議員

龍ヶ崎地方衛生組合

龍ヶ崎市, 牛久市, 稲敷市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町の長及び組合議会議員

利根川水系県南水防組合

龍ヶ崎市, 牛久市, つくば市, つくばみらい市の長及び組合議会議員

分類	通知
区分	個人下書き
通知先	教育総務課, 農業委員会事務局, 議会事務局
年月日	令和3年4月27日
あて先	ご担当者様
発信者	秘書課
件名	市長交際費支出基準の一部改正について
内容	<p>お世話になっております。 5月1日付で標記の秘書課内規を一部改正しますので、情報共有のためお知らせいたします。 主な変更点は、下記のとおりです。 ①「壮途金」に権威あるスポーツ大会等への出場者に対する規定を追加 ②「賛助金」の項目の追加(実質議長交際費と足並みをそろえた形になります。)</p> <p>ホームページの内容もあわせて変更いたします。</p> <p>なお、改正点につきましては、各所で規定する交際費支出基準に影響するものではないため、合議はいただきず、報告に留めさせていただきますことをご了承ください。</p>
コメント	
添付ファイル	市長交際費支出基準 R3~.doc

秘書課 小山 未珠樹 2021/04/27 14:35